

平成 29 年度医療機能情報定期報告状況

【医療機能情報提供制度とは】 住民が医療機関にかかる場合、医療機関が患者に提供する治療、サービスなどの情報（「医療機能情報」）を知って医療機関を選択できるよう、医療法第6条の3に基づき平成19年4月から開始された制度です。

- 【制度の概要】
- ・医療機関は、自院の提供する医療機能情報を、都道府県知事に年に1回以上報告しなければなりません。同時に医療機関は、都道府県知事に報告した医療機能情報の内容を記載した書面を、院内で閲覧できるようにしておくことが必要となります。
 - ・都道府県知事には、報告を受けた医療機能情報を、インターネット等で住民に対してわかりやすく提供することが義務付けられています。

種別	病院				診療所				歯科診療所				助産所				合計				(参考)	
	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率		
調査件数(a)	648				13,414				10,868				390				25,320					
報告状況	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	(参考)	
平成30年1月1日 現在	487	11	498	76.9%	8,186	969	9,155	68.2%	5,746	1,045	6,791	62.5%	158	24	182	46.7%	14,577	2,049	16,626	65.7%	オンライン率 =オンライン/ 合計×100	
2月:ハガキで再依頼																						
平成30年3月1日 現在	555	13	568	87.7%	9,616	1,235	10,851	80.9%	6,996	1,322	8,318	76.5%	219	31	250	64.1%	17,386	2,601	19,987	78.9%		
平成30年5月1日 現在	558	16	574	88.6%	9,657	1,353	11,010	82.1%	7,027	1,371	8,398	77.3%	219	35	254	65.1%	17,461	2,775	20,236	79.9%		

(参考)

平成29年5月1日 現在	602	25	627	95.9%	9,156	1,319	10,475	79.0%	6,908	1,425	8,333	76.7%	189	38	227	62.4%	16,855	2,807	19,662	78.2%	85.7%
平成28年5月1日 現在	552	21	573	88.3%	9,186	1,342	10,528	80.5%	6,630	1,470	8,100	74.9%	184	33	217	62.9%	16,552	2,866	19,418	78.0%	85.2%
平成27年5月1日 現在	574	10	584	90.8%	9,169	1,522	10,691	82.4%	6,740	1,596	8,336	77.2%	172	32	204	61.3%	16,655	3,160	19,815	80.0%	84.1%
平成26年5月1日 現在	577	10	587	90.4%	8,646	1,611	10,257	79.6%	6,398	1,695	8,093	75.0%	162	37	199	61.0%	15,783	3,353	19,136	77.6%	82.5%

「オンライン」報告 ⇒ 医療機関自らが、インターネットを通じて自医療機関の医療機能情報を追加・修正し、東京都へ報告する方法。

「紙」報告 ⇒ インターネット環境が無い(または使用できない)医療機関に対しては、東京都が当該医療機関の医療機能情報を紙面に印刷・送付し、医療機関が赤字訂正した紙面情報を東京都へ報告する方法。

※ 医療機関が定期報告時はオンラインにより報告したが、その後、「医療機能情報変更報告書」により変更報告をした場合等については、上記統計では、「紙」報告としてカウントしている。(例:ゴールデンウィークの休診日 etc.)